

令和8年度中野区要介護認定調査員（会計年度任用職員）募集案内

応募資格

次のいずれかに該当する方

- ① 令和8年4月1日時点で、都道府県知事の登録を受けた介護支援専門員であり、かつ、介護福祉士または社会福祉士の資格を有する方（資格取得見込を含む。）。ただし、令和8年4月1日時点で、交付されている介護支援専門員証の有効期間が経過し更新手続きを行っていない場合は、応募資格が無くなります。
- ② 令和8年4月1日時点で、看護師（准看護師を除く）または保健師の資格を有する方（資格取得見込を含む。）

採用予定数

4名（①：3名 ②：1名）予定

受験申込

採用選考申込書、応募に必要な資格を証明する書類の写しを、郵送または直接持参により中野区役所3階の介護保険課介護認定係へご提出ください。

なお、応募資格①に係る「都道府県知事の登録を受けた介護支援専門員」について、採用選考申込書に登録もしくは直近の更新年月日を記載するとともに、それを証明する書類の写しを添付してください。

郵送による申込み

令和8年1月15日（木）の消印有効といたします。

郵便は「簡易書留」扱いにしてください。簡易書留によらない事故については一切責任を負いません。また封筒に「会計年度任用職員応募書類在中」と朱書きしてください。

直接持参による申込み

令和8年1月15日（木）までに、中野区役所3階介護保険課介護認定係までご提出ください。祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで申込みを受け付

けます。なお、令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）までは受け付けしておりません。

採用選考申込書の作成方法

所定の「採用選考申込書」の様式により作成してください。採用選考申込書は中野区ホームページからダウンロードできます。

写真を貼付してください。写真は、最近3か月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面を向いたものをご用意ください。

応募資格について、「資格、免許、技能等」の欄を活用し、資格の名称、取得日もしくは取得予定日、取得機関を必ず記載してください。なお、応募資格①に係る「都道府県知事の登録を受けた介護支援専門員」については、登録日及び直近の更新日を必ず記載してください。

これまでの職歴について、「職歴」欄を活用し、簡潔に記載してください。

「応募資格に係る勤務経験もしくは要介護認定調査員としての勤務経験」欄には、これまでの職歴における勤務経験もしくは勤務内容等の詳細について、わかりやすく記載してください。

※個人情報については、「中野区個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適正に管理しています。

選考方法

応募書類と面接により、以下のとおり選考します。

書類選考

応募書類を元に書類選考を行い、面接受験者を決定します。書類選考の結果は応募者全員に郵送で通知します。令和8年1月22日（木）を目途に発送します。

面接選考

書類選考を通過した方を対象に、1人につき20分程度の個別面接を行います。実施予定は令和8年1月31日（土）です。

面接当日の集合時刻、集合場所等詳細については、書類選考の結果通知の際に、個別にお知らせします。

面接選考の結果は面接受験者全員に郵送で通知します。令和8年2月12日（木）を目途に発送します。

勤務条件等

勤務内容

主に中野区外在住者に係る要介護・要支援認定調査に関する業務、認定調査票及び主治医意見書の点検確認業務に従事します。なお、採用後、要介護認定調査にかかる研修を受講していただく場合があります。

勤務場所

中野区役所3階の介護保険課執務室及び認定調査先居宅等

採用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

※公募によらない再度の任用制度あり。

（公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行い決定します。）

勤務日数

原則として、土曜日、日曜日、祝日を除く月曜日から金曜日までの日で、1週あたり4日の勤務です。ただし、認定調査の状況等により、土曜日、日曜日、祝日が勤務日となる場合があります。

勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分までの実動7時間45分です。

休暇等

年次有給休暇17日が年度で付与されます。年次有給休暇は時間単位の取得も可能です。そのほか夏季休暇3日、慶弔休暇等があります。

報酬等

基本給は、応募資格①に該当する方が月額 239,000 円程度で、応募資格②に該当する方が月額 262,000 円程度です。

基本給以外に、期末・勤勉手当、通勤手当、要介護認定調査業務に係る交通費が実費により別途支給されます。なお、通勤手当には月額 55,000 円の支給限度額があります。

社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、年齢により介護保険に加入します。

その他

勤務開始後に健康診断を実施します。

参考

〈地方公務員法第 16 条〉

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(平一一法一五一・平二六法三四・令元法三七・一部改正)

(注) 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

※本選考は令和 8 年度の一般会計予算(案)及び介護保険特別会計予算(案)に計上されている事案であり、議会の議決を得られることを条件として、事業計画を定めるものです。

(お問い合わせ・お申し込み先)

〒164-8501

中野区中野4-11-19 中野区役所

地域支えあい推進部 介護保険課 介護認定係(中野区役所 3 階)

TEL: 03-3228-6513 (直通)